

令和2年第1回水戸市議会臨時会

請願陳情文書表

水戸市議会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付託委員会
第 2 号	2.5.1	都市計画道路 3・4・8号 線の関連整備 に関する請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>昨年の県内の交通事故件数は、8万5,800件、このうち高齢者運転事故は20%を超えて1万8,300件でその割合は年々増加している。特に、東京池袋で発生した高齢者の交差点事故等、アクセルとブレーキの踏み間違いなどによる操作ミスが目立っている状況の中、私たちの町内にある（仮称）元台町五差路でも同様の事故が発生した。吉田神社方向からスーパーマルト方向への車が歩道に乗り上げ、植樹帯の木をなぎ倒して止まったが、すぐに逃げてしまった。たまたまそこは横断歩道の信号待ちたまり場だったが人身事故は免れた。このような状況を踏まえ、別紙図のとおりガードレールの設置を要望するものである。2点目は、当交差点に連続している都市計画道路3・4・8号線における残地（約幅6メートル×長さ30メートル）であるが、毎年私たちの町内会で年2回の除草作業やごみ収集作業を実施しているが、最近はペットボトル、空き缶、ごみ等が不法に捨てられ、禁止の看板も効果はない。したがって、令和2年3月の町内会総会において、当残地を全面舗装、休憩施設、照明灯等の整備を要望する旨を全会一致で議決した。なお、当残地（1564-1番地）の状況等については、地形は幅が狭く、横が細長く不整形で歩道より平均1メートル程度高い段差が生じ、さらに車両の出入りは、交差点の付加車線があるので困難である。また、以前当残地の行政財産の処分を市報で募集したが、買手はなかった。</p> <p>このような現状を総合的に配慮し、地域の環境整備として、地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願する。</p>	綿引 健 田口 文明 大津 亮一	建 設 企 業

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
第 1 号	2. 4. 28	国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情	<p>《陳情趣旨》 無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、①再審における検察手持ち証拠の全面開示、②再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止を内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を貴議会において採択し、国へ提出することを陳情する。</p> <p>《陳情理由》 一たび確定した判決といえども、もし冤罪のおそれがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要である。日本の再審制度の在り方は、再審をやってくださいという再審請求手続と、実際に再審請求が認められて行われる再審公判手続という二段階の制度になっている。多くの再審事件で一段階目の再審請求手続において、検察は請求を頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしている。再審制度は、実体的真実のために、法的安定性（一度確定したもの）を犠牲にする非常救済手続であるが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を閉ざすことがあってはならない。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われる。現在、再審制度は刑事訴訟法に規定があるが、条文数は19条のみで、極めて大ざっぱな規定である。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用に全て委ねられているのが実態である。再審法の抱える主たる問題点は2つある。一つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことである。公費を使って収集され国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきである。もう一つの問題点は、検察官の抗告権（上訴）である。都合の悪い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行うことは許されない。</p> <p>ついては、貴議会においても、究極の人権保障といわれる再審制度の意義を理解し、冤罪被害者を救い、無実の人は無罪にという当然の法理を実現するために、国に対して刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を促すことを心から願います。以上と おり陳情する。</p>	総務 環境